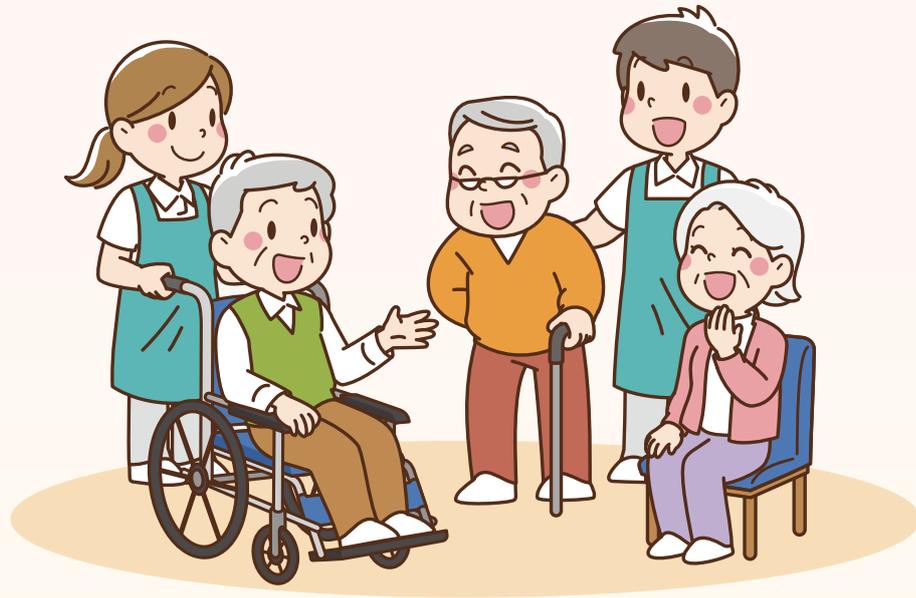


概要版

第9期

介護保険料と 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

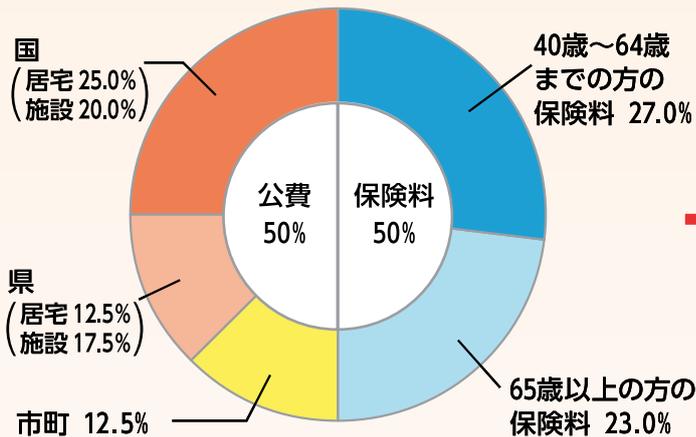


大里広域市町村圏組合

第9期介護保険料について

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や県、市町の負担金、介護サービスの利用者負担を財源に運営されています。保険料は、みなさんで介護保険制度を支えあう大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ずお納めください。

介護保険の財源



サービス利用者負担 (1割)

※所得に応じて、2割、3割になる場合があります



40歳～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

国民健康保険に加入している方

算定方法 世帯に属している40～64歳の方(第2号被保険者)の人数や所得などによって決まります。

納付方法 医療分と介護分を合わせて、国民健康保険税として納めます。

職場の健康保険に加入している方

算定方法 健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算出方式に基づいて決まります。

納付方法 医療分と介護分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、令和6年度から令和8年度の3年間に必要な介護サービス費用などから算出された「基準額」をもとに決められます。

基準額

=

大里広域で
必要な介護
サービスの
総費用

×

65歳以上の
方の負担分
(23%)

÷

大里広域圏内に
お住まいの
65歳以上の方の人数

第9期の基準額は、年額73,200円です。

● 所得段階別の保険料

第1号被保険者(65歳以上)の方の保険料は下表のとおりです。

所得段階	対象となる方	調整率	第9期 保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、 ①老齢福祉年金を受給している方 ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 生活保護を受給している方 	基準額 ×0.285	20,860円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方 	基準額 ×0.45	32,940円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 	基準額 ×0.685	50,140円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.9	65,880円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 	基準額	73,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 ×1.2	87,840円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	基準額 ×1.3	95,160円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	基準額 ×1.5	109,800円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 	基準額 ×1.7	124,440円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 	基準額 ×1.9	139,080円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 	基準額 ×2.1	153,720円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 	基準額 ×2.3	168,360円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 	基準額 ×2.4	175,680円

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険料が上昇する主な原因は

1. 65歳以上の方及び要介護(要支援)認定者の人数が増加すること。
2. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等が新たに整備されることにより介護保険の費用が増加すること。

● 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、みなさんが受給している年金の額によって2通りにわかれます。

年金が年額18万円以上の方



年金から差し引かれます。(特別徴収/年金天引き)

年金が年額18万円未満の方



納付書で納めます。(普通徴収)

年金から差し引かれる方(特別徴収)

仮徴収	4月 6月 8月 前年の所得等が確定していないため、暫定的に前年度2月の特別徴収額と同額を納めます。(前年度から継続して特別徴収の場合)
本徴収	10月 12月 2月 決定した本年度の保険料額から、すでに納めてある仮徴収額を差し引いた額を納めます。

※収入や世帯状況の変動及び保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう、8月の年金天引き額を調整することがあります。

☆年金の総額が18万円以上の方でも、次の場合等は一時的に普通徴収となります。

◦65歳になった年度 (※3月生まれの方は翌年度も同様) ◦他の市区町村から転入した年度	▶ 65歳になって(または、転入して)すぐに年金からの天引きにはなりません。普通徴収となります。
◦年金担保や年金差し止めなどがあった場合 ◦年度途中で介護保険料が減額になった場合	▶ 年金からの天引きが中止され、普通徴収へ変更となります。
◦年度途中で介護保険料が増額になった場合	▶ 増額分を普通徴収で納めます。 年金からの天引き分は、予定どおり天引きされます。
◦年度途中で年金からの天引きが開始となった場合	▶ 年金からの天引きが開始される前の分は、普通徴収で納めます。

納付書で納める方（普通徴収）

納付方法 大里広域市町村圏組合から送付される納付書により、指定の金融機関等・各介護保険事務所・大里広域市町村圏組合介護保険課での納付となります。

納期 年8期となります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

納付書で納める方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

普通徴収の方には、手間がかからず便利で安心な口座振替がおすすめです。

★保険料納入通知書、通帳、印鑑（通帳お届け印）、口座振替依頼書を持参し、指定の金融機関・各介護保険事務所・大里広域市町村圏組合介護保険課でお申し込みください。

★口座振替と特別徴収（年金天引き）は、異なりますのでご注意ください。

介護保険にご理解ご協力を

みなさんの介護保険料は、介護保険を賄う大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく老後の安心を支えるしくみです。介護サービスを利用する方が年々増加しており、介護サービスにかかる費用も増加しています。

介護保険料の納付に、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、介護保険料を納めないでいますと、滞納の期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が3割または4割に引き上げられるなどの措置がとられます。

介護保険料は納期限内にお納めください。

よくある質問

Q1 介護サービスを利用しなくても、保険料は納めるのですか？

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や県、市町の負担金、利用者負担を財源に運営されています。みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源であり、介護サービスを利用されていない場合でも納めていただくことになります。いざ介護が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ずお納めください。



Q2 納付方法は選べますか？

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で決められています。個人で納め方を選択することができませんので、決められた方法で納付をお願いします。

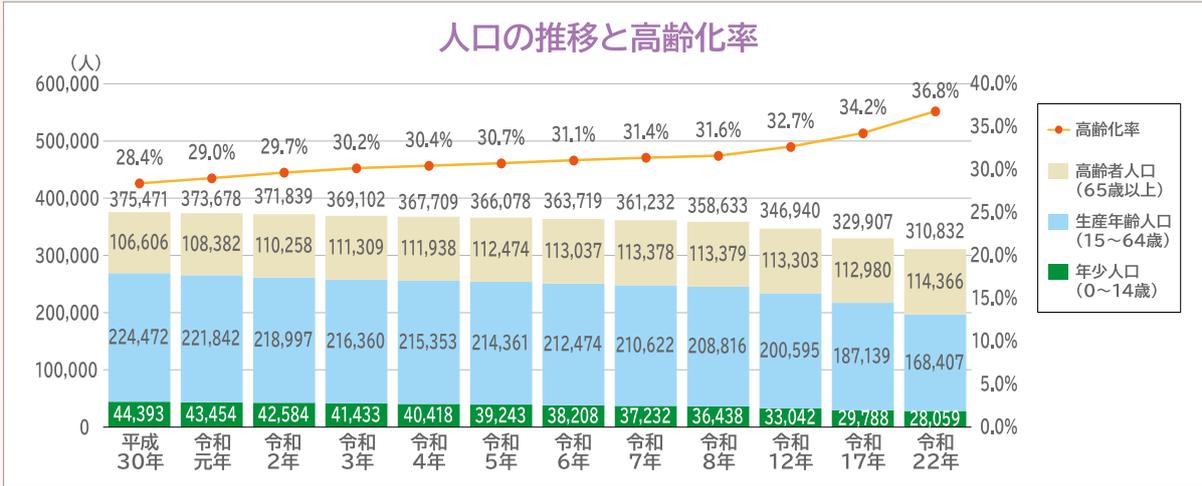
Q3 納付した介護保険料は、税金の申告の控除に使えますか？

あなたが支払われた保険料は、所得税の確定申告や市町村民税の申告等の社会保険料控除の対象となります。

第9期介護保険事業計画について

本計画では、現在の高齢者の状況を把握するとともに、今後の被保険者数や認定者数の見込みにより、介護保険による給付サービスの種類や量を試算し、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施と確保を図ります。

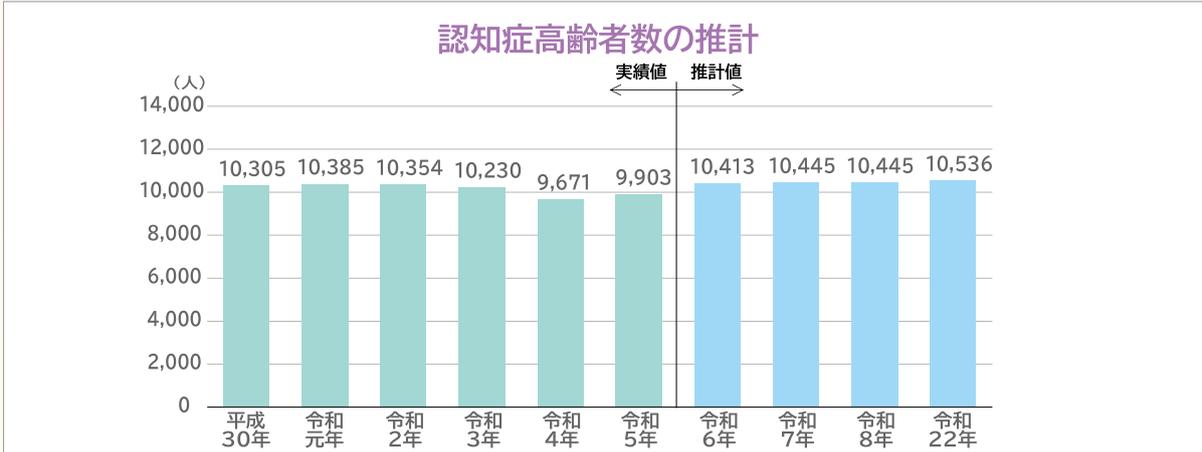
介護保険事業の状況



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値は実績をもとにコーホート変化率法にて算出。



資料：見える化システム



資料：実績値は組合介護保険課データの認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者
推計値は実績をもとに算出

推計

■介護サービス

単位：千円

サービス区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	14,135,387	14,634,763	15,202,280
地域密着型サービス	3,951,629	4,025,238	4,154,316
介護保険施設サービス	10,111,479	10,331,743	10,377,605
居宅介護支援	1,712,835	1,765,153	1,820,295
介護サービスの総給付費(Ⅰ)	29,911,330	30,756,897	31,554,496

資料：見える化システム

■介護予防サービス

単位：千円

サービス区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス	506,146	520,138	529,939
介護予防地域密着型サービス	30,978	31,018	31,578
介護予防支援	101,868	105,636	107,853
介護予防サービスの総給付費(Ⅱ)	638,992	656,792	669,370

資料：見える化システム

■標準給付費

単位：千円

標準給付費	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費【合計(Ⅰ)+(Ⅱ)】	30,550,322	31,413,689	32,223,866
算定対象審査支払手数料	19,113	19,304	19,497
高額介護サービス費等給付費	697,614	710,634	726,268
高額医療合算介護サービス費等給付費	76,683	78,005	79,721
特定入所者介護サービス費等給付費	832,111	847,523	866,170
標準給付費見込額	32,175,843	33,069,155	33,915,522

資料：見える化システム

■地域支援事業費の見込み

単位：千円

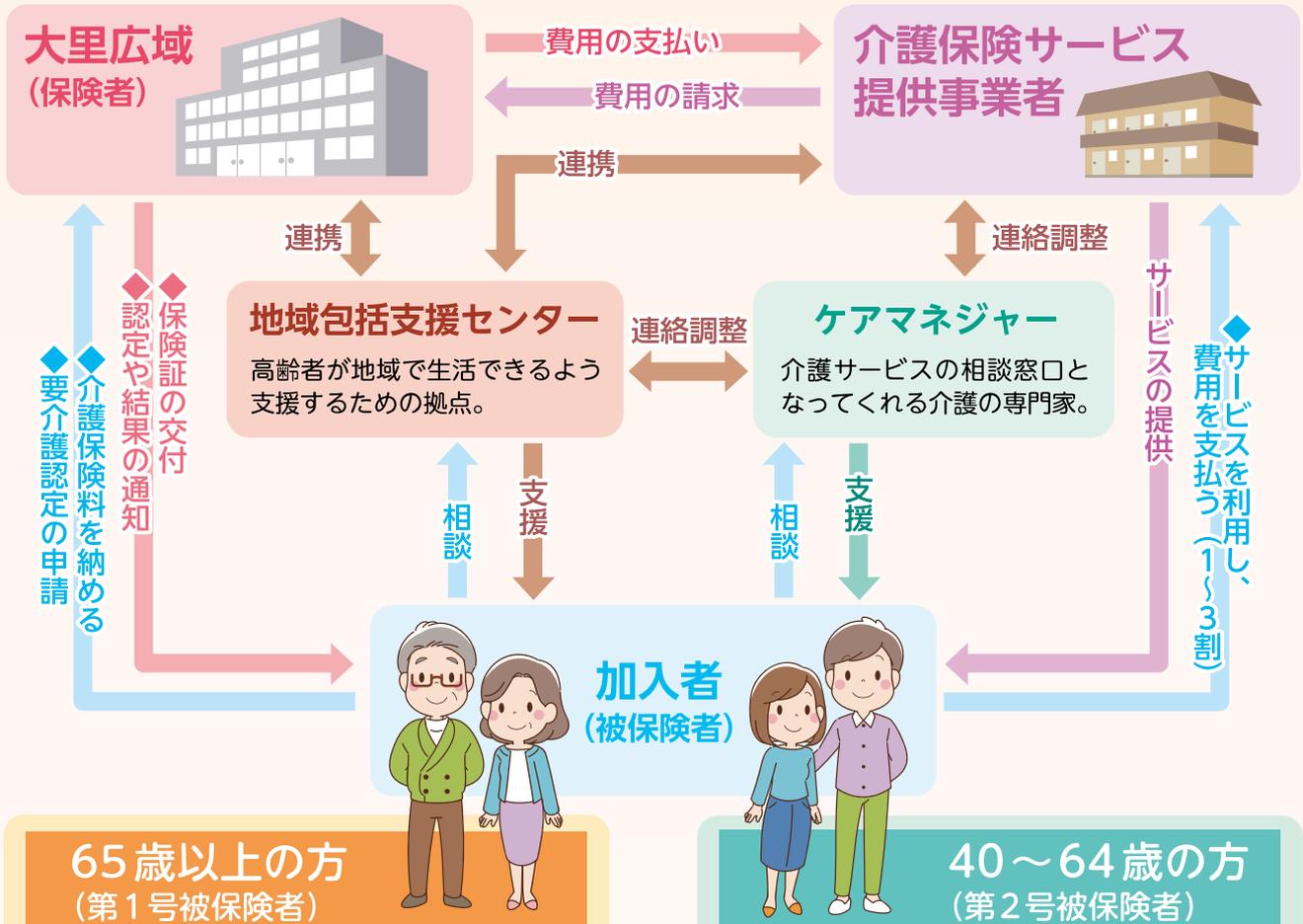
事業区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費(合計)	1,381,832	1,398,173	1,425,105

資料：見える化システム

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部(1～3割)を負担することで介護保険サービスを利用できます。運営は大里広域が行っています。

※大里広域とは、大里広域市町村圏組合のことで、保険者として、熊谷市、深谷市、寄居町の方を対象に介護保険の広域運営を行っています。



65歳以上の方
(第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市町へ届け出をお願いします。

40～64歳の方
(第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。
※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときの対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービス 利用の流れ

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

相談する



大里広域または各介護保険事務所の窓口で、相談の目的を伝えます。
希望するサービスがあればその旨を伝えます。

認定 要介護認定を受ける

申請から認定までの手順

認定

基本チェックリストを受ける



基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。



非該当

生活機能の低下が
みられた方
(事業対象者※)

※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

自立した
生活を送れる

介護サービス (居宅サービス、または施設サービス)

を利用できます。

ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスを利用します。



介護予防サービス

を利用できます。

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。



介護予防・生活支援サービス事業 (総合事業)

を利用できます。

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスを利用します。



一般介護予防事業 (総合事業)

を利用できます。

市町村の担当課又は地域包括支援センターへ相談し、利用します。

(65歳以上のすべての方が利用可能)



要支援1・2と判定された方は「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。

サービスの種類

要介護度により利用できるサービスは異なります。原則として1～3割の自己負担で利用できます。

地「地域密着型サービス」を表します。原則として事業所のある市町の住民だけが利用できるサービスです。

介護サービス

ケアプランの作成・相談

居宅介護支援

自宅を訪問し日常生活を手助け

訪問介護

訪問入浴介護

訪問リハビリテーション

地 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地 夜間対応型訪問介護

お医者さんの指導のもとでの管理・助言

訪問看護

居宅療養管理指導

施設に通う

通所介護 **地** 地域密着型通所介護

通所リハビリテーション

地 認知症対応型通所介護



短期間施設に泊まる

短期入所生活介護

短期入所療養介護

通いを中心とした複合的なサービス

地 小規模多機能型居宅介護

地 看護小規模多機能型居宅介護

生活環境を整える

福祉用具貸与

特定福祉用具購入

居宅介護住宅改修

自宅から移り住んで利用

特定施設入居者生活介護

地 認知症対応型共同生活介護

地 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地 地域密着型特定施設入居者生活介護



施設サービス

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院



介護予防サービス

介護予防ケアプランの作成・相談

介護予防支援

自宅を訪問し日常生活を手助け

介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問リハビリテーション

お医者さんの指導のもとでの管理・助言

介護予防訪問看護

介護予防居宅療養管理指導

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

地 介護予防認知症対応型通所介護

短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所療養介護

通いを中心とした複合的なサービス

地 介護予防小規模多機能型居宅介護

生活環境を整える

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具購入

介護予防住宅改修



自宅から移り住んで利用

介護予防特定施設入居者生活介護

地 介護予防認知症対応型共同生活介護

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

ケアマネジャーの役割

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しなど



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

介護予防・生活支援サービス事業

自宅を訪問し日常生活を手助け

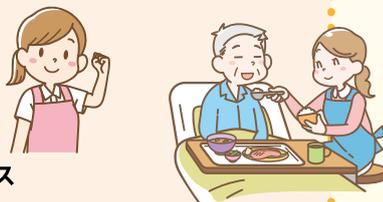
訪問型サービス

施設に通う

通所型サービス

その他のサービス

日常生活上のその他のサービス



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、介護や健康、医療などさまざまな面から地域で暮らす高齢者のみなさんを支援するための拠点です。

各種関係機関と連携しながら、地域の窓口として高齢者のみなさんとそのご家族をサポートします。ご相談やお困りごとがあるときは、ぜひ地域包括支援センターをご利用ください。

令和6年4月1日現在

センター名称	センター所在地	電話番号 FAX 番号	担当地域
(熊谷妻沼) いこいの里	熊谷市原井 155-2	048-589-0001 048-589-5112	妻沼地域
(熊谷北西部) 永寿苑	熊谷市西別府 1599-5	048-533-2022 048-532-1192	大幡、奈良、別府
(熊谷西部) はなぶさ苑	熊谷市玉井 336-1	048-533-8833 048-533-0120	玉井、三尻、籠原南
(熊谷北東部) 玉の緒	熊谷市大塚 179-2	048-525-5621 048-527-2883	箱田、肥塚、成田 (上之・中西 3 丁目・中西 4 丁目は一部)、中条、星宮、中央
(熊谷中央西部) はなぶさ苑荒川	熊谷市伊勢町 379-1	048-522-1577 048-522-1575	上石 (石原以外)、荒川西、荒川東、大麻生
(熊谷中央) ぬくもり	熊谷市石原 510	048-529-2511 048-529-2880	本町、星川、宮町、末広 (末広 4 丁目は一部)、筑波、銀座、本石、石原、大原、桜町、平戸の一部
(熊谷東部) クイーンズビラ	熊谷市太井 1777-1	048-507-1515 048-523-4507	末広 4 丁目の一部、上之の一部、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、佐谷田 (平戸は一部)、久下
(熊谷南部) 立正たちばな	熊谷市万吉 1756-130	048-537-1155 048-537-1121	吉岡・大里・江南地域
(深谷西部) エンゼルの丘	深谷市今泉 625	048-546-1216 048-546-1218	岡部地域
(深谷中央第 1) 深谷市社会福祉協議会	深谷市本住町 12-8	048-573-6869 048-573-0806	深谷・大寄地域 ※明戸地域 (R7.4.1 から)
(深谷北東部) 医師会なごみ	深谷市新戒 413-1	048-577-5371 048-577-5372	幡羅・豊里・八基地域 ※明戸地域 (R7.3.31 まで)
(深谷中央第 2) はなみずき	深谷市柏合 1041-1	048-551-1113 048-571-0553	上柴町西 1 丁目～7 丁目、秋元町、上野台の一部、見晴町、萱場、宿根、桜ヶ丘
(深谷中央第 3) あねとす病院	深谷市人見 1975	048-577-3201 048-577-3261	人見、柏合、櫻合、櫛引、大谷、境、折之口、上野台の一部、上柴町東 1 丁目～7 丁目、東方の一部
(深谷南部) ふじさわ苑	深谷市人見 2028-3	048-571-1234 048-571-1446	川本・花園地域
(寄居北) 埼玉よりい病院	寄居町大字用土 395	048-584-0062 048-579-2797	市街地・西部・桜沢・用土地域
(寄居南) 寄居町社会福祉協議会	寄居町大字保田原 301	048-581-8548 048-581-8544	折原・鉢形・男衾地域

※令和 7 年 4 月 1 日から、「深谷北東部」の「明戸地域」は、「深谷中央第 1」に変更となります。

※令和 7 年 4 月 1 日から、地域包括支援センターの受託事業所が変更になる場合があります。

● お問い合わせ先



ご不明な点等は、大里広域市町村圏組合介護保険課または、お住まいの区域の介護保険事務所にお問い合わせください。

名 称	電話番号・FAX 番号
大里広域市町村圏組合 介護保険課	電話：048-501-1330 FAX：048-527-1234
熊谷介護保険事務所 (熊谷市役所 長寿いきがい課内)	電話：048-524-1402 FAX：048-524-8790
大里介護保険事務所 (熊谷市役所 大里行政センター市民福祉係)	電話：0493-39-4804 FAX：0493-39-3309
妻沼介護保険事務所 (熊谷市役所 妻沼行政センター福祉係)	電話：048-588-1323 FAX：048-588-5598
江南介護保険事務所 (熊谷市役所 江南行政センター市民福祉係)	電話：048-536-1529 FAX：048-536-1317
深谷介護保険事務所 (深谷市 長寿福祉課内)	電話：048-574-8544 FAX：048-574-6667
岡部介護保険事務所 (深谷市 岡部総合支所 岡部市民生活課内)	電話：048-585-2214 FAX：048-585-0255
川本介護保険事務所 (深谷市 川本総合支所 川本市民生活課内)	電話：048-583-2532 FAX：048-583-2794
花園介護保険事務所 (深谷市 花園総合支所 花園市民生活課内)	電話：048-584-1121 FAX：048-584-0929
寄居介護保険事務所 (寄居町役場 福祉課内)	電話：048-581-7718 FAX：048-581-9160

発行／大里広域市町村圏組合

〒360-0033 埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地

電話(048) 501-1330 FAX(048) 527-1234